

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員給与規程

平成16年 4月 1日

自機規程第26号

最終改正 令和 8年 1月29日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項に基づき、機構長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤役員については、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤理事については、非常勤理事手当とし、非常勤監事については、非常勤監事手当とする。

(給与の支給日)

第3条 本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の全額を毎月17日に、非常勤理事手当及び非常勤監事手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額を、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 機構長 1,006,000円

二 理事 4号 933,000円

3号 852,000円

2号 794,000円

1号 736,000円

三 監事 736,000円

2 前項第2号に規定する理事の本給月額の決定は、別に定める。

(特別調整手当, 広域異動手当, 通勤手当及び単身赴任手当)

第5条 常勤役員の特別調整手当, 広域異動手当, 通勤手当及び単身赴任手当については, 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程(平成16年規程第10号)の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第6条 常勤役員の期末手当は, 6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して, 第3条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した役員又は解任された役員若しくは死亡した役員についても同様とする。なお, 基準日に解任された役員又は死亡した役員及び同日に新たに役員になった者は役員に含まれる。

2 期末手当の額は, 期末手当の基礎額に, 100分の67.5を乗じて得た額に, 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は, それぞれの基準日現在(退職し, 又は解任された, 若しくは死亡した役員にあっては, 退職し, 又は解任された, 若しくは死亡した日現在)において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計に, 当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(勤勉手当)

第6条の2 常勤役員の勤勉手当は, 6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して, 第3条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した役員又は解任された役員若しくは死亡した役員についても同様とする。なお, 基準日に解任された役員又は死亡した役員及び同日に新たに役員になった者は役員に含まれる。

2 勤勉手当の額は, 勤勉手当の基礎額に, 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて, 次表(1)に定める期間率及び職務実績を勘案して次表(2)に定める成績率を乗じて得た額とする。なお, 次表(2)における成績区分のうち最上位又は最下位の区分を適用しようとする場合は, 経営協議会に諮ることとする。

(1) 期間率

在 職 期 間	支 給 割 合
6 月	1 0 0 分 の 1 0 0
5 月 15 日 以 上 6 月 未 満	1 0 0 分 の 9 5
5 月 以 上 5 月 15 日 未 満	1 0 0 分 の 9 0
4 月 15 日 以 上 5 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0
4 月 以 上 4 月 15 日 未 満	1 0 0 分 の 7 0
3 月 15 日 以 上 4 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0
3 月 以 上 3 月 15 日 未 満	1 0 0 分 の 5 0
2 月 15 日 以 上 3 月 未 満	1 0 0 分 の 4 0
2 月 以 上 2 月 15 日 未 満	1 0 0 分 の 3 0
1 月 15 日 以 上 2 月 未 満	1 0 0 分 の 2 0
1 月 以 上 1 月 15 日 未 満	1 0 0 分 の 1 5
15 日 以 上 1 月 未 満	1 0 0 分 の 1 0
15 日 未 満	1 0 0 分 の 5
零	零

(2) 成績率

成 績 区 分	支 給 割 合	
	6 月 期	1 2 月 期
成 績 が 優 秀	1 0 0 分 の 2 1 5 以 下	1 0 0 分 の 2 1 5 以 下
	1 0 0 分 の 1 1 5 以 上	1 0 0 分 の 1 1 5 以 上
成 績 が 良 好	1 0 0 分 の 1 0 1 . 5	1 0 0 分 の 1 0 1 . 5
成 績 が 良 好 で ない	1 0 0 分 の 9 3 以 下	1 0 0 分 の 9 3 以 下

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解任された、若しくは死亡した役員にあっては、退職し、又は解任された、若しくは死亡した日現在）において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100

分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(非常勤理事手当)

第7条 非常勤理事手当の日額は、理事の本給月額を基に、非常勤理事となった者の経歴及び理事としての職務、勤務形態を考慮して、機構長が個別に定める。

(非常勤監事手当)

第8条 非常勤監事手当の日額は、監事の本給月額を基に、非常勤監事となった者の経歴及び監事としての職務、勤務形態を考慮して、機構長が個別に定める。

(日数計算)

第9条 新たに役員に就任した者には、その日から就任当月分の給与を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本給等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの本給等を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、第5条に規定する特別調整手当の支給について準用する。

(給与の支払方法)

第10条 役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 施行日の前日から引き続き常勤役員となった者で、その者の受ける本給月額が同日に

において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、その差額に相当する額を本給として支給する。

- 3 施行日の前日から引き続き非常勤役員となった者で、その者の受ける非常勤理事手当又は非常勤監事手当の日額が同日において受けていた非常勤理事手当又は非常勤監事手当の日額に達しないこととなる役員には、その差額に相当する額を非常勤理事手当又は非常勤監事手当として支給する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第6条第2項及び第6条の2第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の65」と、第6条の2第2項表(2)「100分の170」とあるのは「100分の150」と、「100分の92」とあるのは「100分の80.5」と、「100分の80」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、本給月額から、本給月額に、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の

額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 特別調整手当 当該役員の本給月額に対する特別調整手当の月額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 二 広域異動手当 当該役員の本給月額に対する広域異動手当の月額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 三 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 四 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第7条及び第8条の規定の適用については、同条中「37,000円」とあるのは「33,400円」とする。
- 5 第2項及び第3項により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成26年12月1日から平成27年3月31日までの間における第4条第1項の適用については、「964,000円」とあるのは「984,000円」と、「894,000円」とあるのは「912,000円」と、「817,000円」とあるのは「834,000円」と、「760,000円」とあるのは「776,000円」と、「705,000円」とあるのは「720,000円」とする。
- 3 平成27年4月1日の前日から引き続き第4条の適用を受ける者で、その者の受ける本給月額が、同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（再任された場合を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 4 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表（2）「100分の170」とあるのは「100分の185」と、「100分の92」とあるのは「100分の101」と、「100分の80」とあるのは「100分の87.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年12月18日から施行した改正規程附則第3項を改正する規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

- 2 第4条の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第6条の2の規定は、平成27年12月1日から適用する。ただし、平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表(2)「100分の175」とあるのは「100分の180」と、「100分の95」とあるのは「100分の98」と、「100分の82.5」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 第6条の2の規定は、平成28年12月1日から適用する。ただし、平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表(2)「100分の185」とあるのは「100分の195」と、「100分の101」とあるのは「100分の106.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月22日から施行する。
- 2 第6条の2の規定は、平成29年12月1日から適用する。ただし、平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表(2)「100分の190」とあるのは「100分の195」と、「100分の103.5」とあるのは「100分の106」と、「100分の90」とあるのは「100分の92.5」とする。

附 則 (平成30年12月20日改正)

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2の規定は、平成30年12月1日から適用する。ただし、平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表(2)「100分の195」とあるのは「100分の200」と、「100分の106」とあるのは「100分の108.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」とする。

附 則 (令和元年12月26日改正)

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2の規定は、令和元年12月1日から適用する。ただし、令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表(2)「100分の200」とあるのは「100分の205」と、「100分の108.5」とあるのは「100分の111」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則 (令和2年11月30日改正)

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、この規定に定める「100分の67.5」とあるのは「100分の65」として得た額とする。

附 則（令和2年12月24日改正）

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和4年4月21日改正）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日改正）

- 1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2の規定は、令和4年12月1日から適用する。ただし、令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表（2）「100分の205」とあるのは「100分の210」と、「100分の110」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の96.5」とあるのは「100分の99」と、「100分の88」とあるのは「100分の90.5」とする。

附 則（令和5年3月23日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月21日改正）

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第4条第1項の規定 令和5年4月1日
 - 二 改正後の第6条第2項及び第6条の2第2項の規定 令和5年12月1日
- 2 令和5年12月に支給する改正後の第6条第2項の規定の適用については、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とする。
- 3 令和5年12月に支給する改正後の第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表（2）「100分の210」とあるのは「100分の215」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の99」とあるのは「100分の101.5」と、「100分の90.5」とあるのは「100分の93」とする。

附 則（令和7年1月23日改正）

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第4条第1項の規定 令和6年4月1日
 - 二 改正後の第6条第2項及び第6条の2第2項の規定 令和6年12月1日

- 2 令和6年12月に支給する改正後の第6条第2項の規定の適用については、「100分の66.25」とあるのは「100分の67.5」とする。
- 3 令和6年12月に支給する改正後の第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表(2)「100分の212.5」とあるのは「100分の215」と、「100分の113.75」とあるのは「100分の115」と、「100分の100.25」とあるのは「100分の101.5」と、「100分の91.75」とあるのは「100分の93」とする。

附 則 (令和8年1月29日改正)

- 1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第4条第1項の規定 令和7年4月1日
 - 二 改正後の第6条第2項及び第6条の2第2項の規定 令和7年12月1日
- 2 令和7年12月に支給する改正後の第6条第2項の規定の適用については、「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」とする。
- 3 令和7年12月に支給する改正後の第6条の2第2項の規定の適用については、第6条の2第2項表(2)「100分の215」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の116.25」と、「100分の101.5」とあるのは「100分の102.75」と、「100分の93」とあるのは「100分の94.25」とする。